雪を克服して快適な冬に！

冬の備えは大丈夫ですか？

快適な冬は、一人ひとりの協力から…

冬を迎えるにあたってのルールやマナー、準備について、みんなで話し合い、協力して雪対策を進めましょう。

また、県や町では、主要幹線道路や各集落間の道路などの除雪作業を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールを守ってみんなで冬を乗り切りましょう。

雪に備える週間
12月1日(土)～7日(金)

■**問合せ** 建設整備課 ☎47-8003

雪みち情報ネットふくいホームページアドレス 提供期間：平成24年11月7日～平成25年3月31日

▼パソコン
http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/

▼携帯端末
http://info.pref.fukui.jp/hozen/yuki/k/

★冬の道路、気象状況は刻々と変化します。道路情報板で確かめながら、安全運転を心がけましょう。

除雪の実施体制

町内の除雪作業は、町が管理する道路（町道）と、県が管理する道路（国道・県道）を主に深夜から早朝にかけて民間委託業者が行います。できる限り皆さんの通勤・通学時間までに終了するよう努めますが、大雪の時や明け方に降った時は間に合わない場合もありますので、ご理解をお願いします。なお、除雪路線および除雪車出動基準は次のとおりです。

※除雪路線

交通量を基準に路線の性格などを考慮し、県が実施する国道・県道および町が実施する町道の除雪路線を次の4種類に区分します。

最重点除雪路線	町内外のアクセス路線で、降雪量も多く、通勤に影響をおよぼす路線。
第1種路線	集落を結ぶ路線または公共施設に通じる路線。
第2種路線	集落内の除雪車進入可能な路線。
第3種路線	山間部で積雪が多いが、冬期間の利用度が著しく低い路線。

※除雪車出動基準

積雪量が10㎝以上ある場合、除雪車による早朝除雪作業を開始します。最重点除雪路線については、降雪が5㎝を超えると予想される場合とします。また、歩道除雪は、積雪量が20㎝以上ある場合、小型除雪機械などにより早朝除雪作業を開始します。なお、早朝除雪作業ができなかった路線および除雪した路線に更に10㎝以上の降雪（最重点除雪路線については5㎝以上）があった場合は、昼間除雪作業を行います。

★国道および県道の除雪作業は、丹南土木事務所が行います。

■**問合せ** 丹南土木事務所 TEL 23-4537

住民の皆さんへ

例年、屋根雪下ろし作業中の転落や除雪作業に伴う体調不良など、多くの死亡・重傷事故が発生しています。

降雪期を迎え、健康や安全に十分注意し、次のことについて皆さん一人ひとりのご協力をお願いします。

- 降積雪時におけるマイカーでの移動は控え、公共交通機関を利用しましょう。
- 降積雪時には、必ずスノータイヤやチェーンを装着しましょう。
- 車の上に積もった雪は、しっかりと取り除いてから運転しましょう。
- ひとり暮らし高齢者宅などの除排雪など、ボランティア活動に参加しましょう。
- 生活道路、歩道、バス停付近、用水路付近の除排雪に協力しましょう。
- 消火栓や防火水槽の消防水利が雪に埋もれていると迅速な消火活動が困難になりますので、消防水利付近の除雪を地域の皆さんで行いましょう。
- 水道水を融雪に使わないようにしましょう。
- 屋根雪下ろし作業中の転落や小型除雪機械による事故に注意しましょう。
- 倒木などにより切断された電線には絶対触らないようにしましょう。
- 各家庭で耐寒用品などを含めた非常持ち出し品を準備しましょう。

除雪についてのお願い

※路上駐車はやめよう！

ただでさえ狭い雪道。路上駐車がしてあると、その路線の除雪作業ができなくなり、ほかの車の走行や除雪作業の重大な障害となります。絶対にやめましょう。

また、路上駐車してある車などが除雪作業によって損傷しても責任は負いません。

※深夜・早朝の作業にご理解を！

除雪作業は朝の通勤・通学路などを確保するため、深夜から早朝の限られた時間内で行います。作業中は騒音、振動などでご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

※障害物には目印を！

道路沿いの塀や工作物などが雪の下になると、確認が十分にできない場合があります。竹ざおに赤布を付けるなど目印をしてください。

※除雪作業は危険！

除雪車からの視界は非常に狭く、特に後方は最も見づらくなっており、除雪作業は大変危険です。事故を未然に防ぐため、除雪作業中は絶対に近づかないようにしましょう。

※家や車庫の前の除雪にご協力を！

除雪時は、家や車庫の前には極力雪を寄せないように作業を行っていますが、早く作業を行うことが優先されるため、どうしても雪が残ります。玄関前などから道路へ出るまでの雪の処理は各家庭で行うよう、ご協力をお願いします。

※車道への雪出しはやめよう！

車道へ雪を出すと、路面にでこぼこができ、車や歩行者の通行の妨げになります。除雪した雪は、車道へは出さず、道路わきや空き地に寄せましょう。

※雪の後始末はしっかりと！

道路に面している家の屋根雪下ろしや排雪は、交通の円滑を図るために各個人が行わず、区などで申し合わせて、同じ日時に行うようにしてください。やむを得ず道路に下ろす場合は、地域で協議し、一斉に後始末してください。

※倒木で通れない！

倒木が発生した場合は、町から所有者の方へ連絡をしますが、交通障害が発生している場合には早急な対応が必要であるため、連絡前であっても伐採、仮撤去させていただきますのでご了解ください。

なお、倒木の最終処分は所有者の責任により対応をお願いします。

水道管も冬じたく

※水道管を保温しましょう

気温が0℃以下になると水道の水が凍ったり、水道管が破裂したりします。特に管がむきだしになっていたり、北側や風あたりの強いところにある水道管には何らかの対策が必要です。**水道管に保温材料（保温チューブや布）などを巻いて保温し、**その上から防水テープ（ビニールテープ）などをしっかりと巻きつけ、保温材料がはずれないようにしましょう。

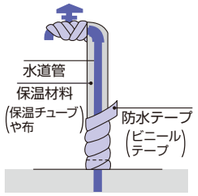

※水道の水が凍ったら…

①凍結している部分の水道管や水栓にタオルなどの布を巻きつけます。

②出口にあたる蛇口を開きます。

③やかんなどでぬるま湯を用意し、タオルなどにしみこませるようにゆっくりかけて溶かします。水道管や水栓に直接熱湯をかけると割れる場合がありますので、絶対にしないでください。

※水道管が破裂したら…

メーターボックス内の止水栓を閉め、建設整備課またはお近くの水道設備業者に問合せてください。

民生委員さんと相談のうえ、申請してください。

屋根雪下ろし・通路除雪を支援します

町では、次の世帯の方々が第三者に屋根雪下ろしや玄関から道路までの通路除雪を依頼した場合、支援金を支払います。希望する方は、民生委員と相談のうえ申請してください。

対象者（生活保護世帯は対象外）

自力で屋根雪下ろしや通路除雪の困難な次の世帯。ただし、前年度分の所得税が非課税世帯で、県内にお子さんが居住していないなどの条件があります。

①65歳以上の高齢者のみの世帯

②ひとり暮らし身体障害者世帯

支援金額

屋根 2,000円／時間（協力員1人当たり）

通路 1,200円／時間（協力員1人当たり）

※利用限度額はそれぞれ12,000円／世帯

■**問合せ**

保健福祉課 ☎47-8007

今庄・生活福祉G ☎45-1111
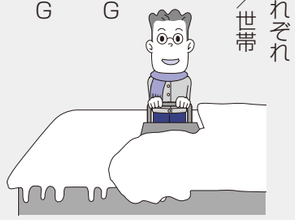
河野・生活福祉G ☎48-2111